

平成23年度 第3回上下水道事業運営審議会会議録(要旨)

- I. 日 時 平成23年11月28日(火) 午前10時～午前11時25分
- II. 場 所 合志市役所 合志庁舎 2階大会議室
- III. 出席委員 濱口正暁会長、今村直登副会長、木村祐一、松本龍一、増田英雄、
鎌田典子、青木定二郎、高見多美子、高來正人、鍋島紀昭、園田康通、
齋藤富士男、福島みち代
- IV. 欠席委員 坂本早苗
- V. 事務局 松永水道局長、久留上下水道課長、中島庶務料金班長、谷管理工務班長、
工藤主幹、緒田主幹、九重主幹、右田主幹、中山主事

VI. 会議次第

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議 題
 - ① 会議録の公表について
 - ② 規則改正について
 - ③ 上下水道事業の運営について
 - ④ その他
4. 閉 会

VII. 会議録

事務局： 只今より上下水道事業運営審議会を始めます。

市 長： [あいさつ。市長退席]

事務局： 会議録署名の委員の指名となっております。前回、会長より指名は委員名簿の順にとのご意見をいただきましたのでお願いします。

会 長： 産業建設常任委員会において、本審議会の諮問に関する先進地の視察研修として千葉県木更津市と野田市に行ってまいりました。今回の審議会にはそのことについてもおり込んでいきたいと思えます。

事務局： [①会議録の公表について資料により説明。]

会 長： ご意見はありませんでしょうか。

委員各位： [特に意見なし。]

会 長： 事務局提案のとおりとさせていただきます。それでは、②規則改正について事務局より説明をお願いします。

事務局： [②規則改正について資料に基き説明。]

委 員： 以前は受益者負担金(分担金)については、建物一棟当りの上限が設けら

れていたかと思いますが、現在もあるのでしょうか。

事務局： 一つの土地につき、一棟（事業所以外）700㎡を賦課の上限とし、残りについては別棟が建つまで猶予する制度がございます。

委員： 受益者負担金(分担金)は、敷地の広さにより賦課されるものでしょうか。

事務局： 下水道を使用する建物が建っている土地の敷地面積に応じて、1㎡あたり330円が賦課されるものです。

委員： その負担金を分割ではなく一括して支払った場合に報奨金がでるということでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委員： 報奨金の率を現在の納付額の20%から10%に変更したいと思いますが、段階的に下げていくことは考えていないのでしょうか。

事務局： 将来的には制度を無くしたいので、まずは10%に下げることから始めたいと思います。現在下水道の普及率は90%を超えておりますので、普及促進を目的とした本制度の役割は十分に果たしていると考えています。

委員： ほとんどで下水道の整備は終わっているのでしょうか。

事務局： 現在、下水道の計画区域内においての整備率は98%を超えております。今後は下水道計画区域外の開発も増加することが見込まれますので、今回の改正は報奨金の率を下げ、今まで交付されなかった区域外にも適用できるように改正するものでございます。

会長： 他に質問、意見はありませんでしょうか。それでは提案どおりということで審議を終わります。

次に、③上下水道事業の運営について事務局より説明をお願いします。

事務局： [③上下水道事業の運営について資料に基き説明。]

会長： ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委員： 特定環境保全公共下水道区域とはどのようなものでしょうか。

事務局： 塩浸川浄化センターで処理を行っている区域となります。

委員： 特定環境保全公共下水道区域と呼ばれるのはどのような理由からでしょうか。

事務局： 公共下水道の種類の一つであり、例えば処理区域内に処理場が存在するかどうか、汚水処理水量の規模、人口密度等により、それぞれ単独公共下水道、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道など区分けがされています。

委員： エリアの違いでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委員： 近隣の市町村で下水道使用料は合志市が一番安いという資料が示され

ていますが、合志市は他の市町村と比べかなり下水道を整備しやすい区域であるので、単純に他の市町村にあわせて下水道使用料を上げるというのは好ましくないと思います。起債の繰上償還を利用するなどして使用料の値上げ以外の手を考えるべきではないでしょうか。

事務局： 近隣市町村の経営状況については、資料P 7にデータを掲載しておりますので、こちらを参考にさせていただきたいと思います。

委員： 資本費平準化債というのは、どのようなものでしょうか。

事務局： 下水道施設の減価償却50年と地方債の償還期間30年の差を埋めるために借り入れられる起債、借金です。

委員： 合志市の世帯の平均的な使用水量を教えてください。また、汚水処理費の回収率は67%であり、基準外繰入金は約2億6,800万円（平成21年度）ですが、事務局としてはどちらに基準をおいて料金改定を行われるつもりですか。

事務局： 合志市の世帯では月に19t使う世帯が一番多いです。今回の料金改定では汚水処理費の回収率を88%に引き上げることを目標としております。

委員： 下水道普及率が99%というのは、単純に合志市の世帯数の99%が下水道に接続しているという理解でよいのでしょうか。

事務局： 99%の普及率というのは、公共下水道のほかにも合併浄化槽等の処理も含めた数字です。単純な公共下水道の接続率だと95%程度になります。

委員： 原則的な考え方として、繰入金は税金でありますので、下水道事業については下水道使用料で運営していくのが筋かと思います。

委員： 使用料ではなく、使用水量を多くすることで経営を賄うことはできないでしょうか。

事務局： お客様に使う量を増やして下さいというのは市の立場からお願いすることは難しいかと思います。

事務局： 配水池については地域により稼働率が異なり60%程度のところもあれば90%近いところもあります。給水能力に限界が来た場合は、当然配水池を増設するなどして対応いたしますが、水道局としても節水をお願いしております。

委員： 先般視察に行った市では大口使用者については、別途料金体系を設けているところがありましたが、合志市の場合はどうのようにしているのでしょうか。

事務局： 合志市では、使用水量により料金体系を変更してはおりません。下水道使用料については累進性をとらないことで企業を誘致している面もあ

ります。

委員： 今まで行うべき料金改定を先送りにしてきたことが、現状を生んでいるかと思います。現在の負債を一気に解消するような改定は当然できませんが、ある程度の値上げは致し方ないと思っております。

委員： 値上げを実施するにしても、3年程度を目安に段階的に徐々に上げていくということを検討していただきたいと思っております。

事務局： 事務局といたしましては、今回限りではなく今後も3年程度を目途に料金の見直し(必ず値上げを行うということではなく経営状況を確認する)を行っていきたいと考えております。

委員： 平成28年度より交付税が減額される旨が示されていますが、具体的にどの程度減額されるのか事務局では把握しておられますか。

事務局： 現在、水道局では詳細は把握しておりません。

委員： 合志市では1世帯あたりどのぐらいの水量を使用しているのでしょうか。

事務局： 使用している世帯が一番多いのは19tですが、単純に使用水量を世帯で割った場合は25t程度になります。

委員： 仮に25tの場合は、改定後は幾ら高くなるのでしょうか。

事務局： 一月あたり500円程度の値上げとなります。

委員： 一人暮らし世帯ではどの程度になりますか。

事務局： 基本料金だと仮定すると一月あたり100円程度の値上げとなります。

会長： ホームページに公表する場合は、この資料のままだと分かりにくいので、もう少し工夫していただきたいと思っております。

事務局： そのようにいたします。

会長： 他に質問、意見はありませんでしょうか。それでは本議題については次回も審議を継続いたします。

会長： それでは、④その他について事務局より説明をお願いします。

事務局： [水道管耐震化の状況について、資料に基き説明。]

会長： ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委員： 資料の中で「その他(管種が不明を含む)」という項目がありますがどのようなものでしょうか。

事務局： 管路の整備より相当な年数がたっており、データの処理上でどうしても合致しない部分です。

委員： 水道施設の拡充の際は、今回の震災の教訓を十分に生かしていただきたいと思っております。

委員： 群配水池の稼働率はどの程度でしょうか。

事務局： 後で調べて報告します。(6～7割程度)

会 長： 他に質問は無いでしょうか。無いようですので第3回の審議会を閉会
いたします。皆様お疲れ様でした。